

平成20年9月議会条例案の概要

番号	条例名	主な内容								
83	武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例	<p>□ 下水道等の処理区域内において、下水道等に接続するために水洗便所等の改造工事を行う者に対し、改造資金の融資あっせん、利子助成を行うことにより、汚水の下水道等への排除を促進し、公衆衛生の向上を図るための条例の制定</p> <p>☆ 融資あっせん対象改造工事（居住用建物のみ）＜第3条＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設のくみ取便所を水洗便所に改造し下水道等に接続する工事 ・既設の浄化槽を廃止し下水道等に接続する工事 <p>☆ 融資あっせんの資格要件 ＜第4条＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改造工事を行う建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者 ・市町村税及び本市のその他の納付義務の履行者 ・保証会社の保証又は連帯保証人を立てることができる者 等 <p>☆ 融資金の額、利率等 ＜第5条・第8条＞</p> <table border="0"> <tr> <td>限度額</td> <td>100万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>金融機関との協定利率</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>48月以内</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元利均等償還</td> </tr> </table> <p>☆ 損失補償 ＜第10条＞</p> <p>市：融資を受けた者の債務不履行による金融機関の損失を補償</p> <p>☆ 利子助成金 ＜第12条＞</p> <p>改造工事を下水道等の供用開始後3年又は5年以内に完了した者が融資金の償還を終了したとき → 利子相当額の全部又は一部を助成</p> <p>* 既に供用開始している区域における特例措置 ＜附則第2項＞</p> <p>平成22年3月31日までに改造工事を完了した者が融資金の償還を終了したとき → 利子相当額の全部を助成</p> <p>《 施行日 平成20年10月1日 》</p>	限度額	100万円以内	融資利率	金融機関との協定利率	償還期間	48月以内	償還方法	元利均等償還
限度額	100万円以内									
融資利率	金融機関との協定利率									
償還期間	48月以内									
償還方法	元利均等償還									
84	武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例	<p>□ 公益法人制度改革3法の施行に伴う条例の改正</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の一部改正に伴う改正</p> <p>* 公益法人制度改革3法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（約300の関係法律が改正） <p>☆ 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律題名改正に伴う条例題名及び引用法律名の改正 ・「公益法人」⇒「公益的法人」 ・「民法第34条の規定により設立された法人」 ⇒「一般社団法人又は一般財団法人」 ・「公益法人等への一般職の公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」題名改正に伴う引用政令名の改正 <p>* 附則第2条</p> <p>「武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部改正」 ⇒ 本条例の題名改正に伴う引用条例名の改正</p> <p>《 施行日 平成20年12月1日 》</p>								

<p>85</p>	<p>武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う改正</p> <p>☆ 公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫が沖縄振興開発金融公庫のみとなることによる改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民生活金融公庫 → 株式会社日本政策金融公庫 ● 農林漁業金融公庫 → 〃 ● 中小企業金融公庫 → 〃 ● 公営企業金融公庫 → 地方公共団体共同出資法人地方公営企業等金融機構 <p>○ 沖縄振興開発金融公庫</p> <p>※ ●の4つの公庫は、公的機関でなくなるため、市の職員となったときの年次休暇の残日数の加算適用対象から除外</p> <p>《 施行日 平成20年10月1日 》</p>
<p>86</p>	<p>武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の改正</p> <p>☆ 議員の報酬に関する規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離 ・議会議員の報酬の名称の改正 <p>改正する関係条例<2件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 【第1条】 ○ 武雄市特別職報酬等審議会条例 【第2条】 <p>「報酬」 ⇒ 「議員報酬」 「報酬月額」 ⇒ 「議員報酬月額」</p> <p>《 施行日 公布の日 》</p>
<p>87</p>	<p>武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 公益法人制度改革3法の施行に伴う条例の改正</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による「地方自治法」の一部改正に伴う改正</p> <p>☆ 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体に係る民法準用規定の削除に伴う改正 ・印鑑登録資格者（仮代表者、特別代理人、精算人） ・登録の抹消（認可地縁団体の解散事由）について ⇒ 民法の準用でなく地方自治法で規定 <p>《 施行日 平成20年12月1日 》</p>
<p>88</p>	<p>武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□ 公益法人制度改革3法の施行に伴う条例の改正</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による「民法」の一部改正に伴う改正</p> <p>☆ 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民法第34条の規定により設立された法人」 ⇒ 「一般社団法人又は一般財団法人」 <p>《 施行日 平成20年12月1日 》</p>